

司法試験委員会会議（第119回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成27年11月18日（水）11:00～12:00

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員長）山口 厚

（委員）稲川龍也，奥田隆文，古口 章，羽間京子，長谷部由起子（敬称略）

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

伊藤栄二人事課長，是木 誠試験管理官，森山智文人事課付

4 議題

- (1) 平成28年司法試験及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
- (2) 考査委員の遵守事項について（協議）
- (3) 試験等に関する情報の取扱いについて（報告）

5 資料

資料1 平成28年司法試験に向け司法試験委員会に対応を求めるべき事項（平成27年11月16日司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム）

資料2 司法試験考査委員の遵守事項（平成19年9月12日司法試験委員会決定）

資料3 問題作成に関わる司法試験考査委員として遵守すべき事項に関する誓約（案）

資料4 問題作成に関わる司法試験予備試験考査委員として遵守すべき事項に関する誓約（案）

資料5 問題作成に関わる司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員として遵守すべき事項について

6 議事等

- (1) 平成28年司法試験及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）

○ 平成28年司法試験及び司法試験予備試験考査委員として別紙1記載の者を法務大臣に推薦することについて，司法試験委員会令議事細則第6条第1項に基づき，書面により各委員から意見を徴した結果，了承され，平成27年11月12日付けで委員会の議決としたことが報告された。これに関し，事務局から，司法試験考査委員等に推薦された者が同月17日付けで法務大臣から考査委員に任命されたことが報告された。

- 「平成28年司法試験における考査委員の推薦方針について（平成27年10月21日付け司法試験委員会決定）」を踏まえた協議がなされ、平成28年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として、別紙2記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

(2) 考査委員の遵守事項について（協議）

（◎委員長， □委員， ■事務局）

■ 平成27年11月16日付けで、司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）により、資料1「平成28年司法試験に向け司法試験委員会に対応を求めるべき事項」の提言がなされている。ワーキングチームにおける議論の状況については、委員会外でも随時報告してきたところであるが、司法試験考査委員の遵守事項に関する議論の状況について、本日改めて報告する。

資料2の「司法試験考査委員の遵守事項」は、平成19年の不適正事案の発生を受けて決定されたものである。ワーキングチームにおいては、平成28年司法試験について、法科大学院において現に指導をしている者は問題作成に従事しない方針が既に決定されているため、年度末までに法科大学院修了予定の学生に対する指導を禁止している第1項など、資料2の一部につき実際の考査委員体制にそぐわない部分が生じているとの指摘がなされている。また、ワーキングチームにおいては、平成28年司法試験考査委員に遵守を求める事項については、前年まで以上に、司法試験の公平性・公正性に対する信頼を得ることができるものであるべきとの指摘もなされている。

ワーキングチームにおいては、こういった観点を踏まえ、平成28年司法試験考査委員に遵守を求める事項について具体的な案を検討していることから、その内容について報告する。資料3の「問題作成に関わる司法試験考査委員として遵守すべき事項に関する誓約（案）」は、ワーキングチームの議論によって策定された新たな遵守事項の素案である。1項については、司法試験の目的を理解し、その公正性・公平性を疑わせるような行動をとらないよう強く求める内容となっており、ワーキングチームにおいては、こういった基本的な心構えを明記する必要があるとの指摘がなされている。2項は、平成28年司法試験考査委員の選任方針を踏まえた内容である。3項及び4項は、従前の遵守事項にも定められている内容であり、引き続き遵守を求めるべきとされたものである。5項は、例えば、学部のみで指導をしている考査委員においても学生の中に予備試験合格により司法試験を受験しようとする者がいる場合があり得ることなどを踏まえ、かかる項目を設けるべきとされたものである。ワーキングチームにおいては、司法試験を受験しようとする者に対して、これを認識しながら教授室等で個別の質問対応をしたり、私的な勉強会を開催したりすれば、司法試験の公正性・公平性に疑いを生じかねないとの観点から、正規の課程外における指導をしないよう求める項目を設けるべきとの意見が示され、このような内容となっている。6項及び7項については、従前の遵守事項にも定められている内容であり、引き続き遵守を求めるべきとされたものである。

資料４の「問題作成に関わる司法試験予備試験考査委員として遵守すべき事項に関する誓約（案）」は、ワーキングチームの議論によって策定された予備試験に関する遵守事項の素案である。基本的には、司法試験考査委員に関するものと同様の内容となっている。ワーキングチームにおいては、平成２８年司法試験予備試験考査委員の構成について司法試験と同様の観点で選任すべきとの方針が採られていることに加え、予備試験考査委員にも明確な遵守事項が設けられているべきとの観点からこのような案を策定したものである。

また、ワーキングチームでの議論の結果、考査委員に対してより一層の自覚をうながすため、資料３及び資料４のように署名欄を設け、遵守事項への署名を求めるべきとされている。

- ◎ 資料１の項目１「司法試験考査委員の遵守事項について」に関し、資料３及び資料４の誓約事項（案）の内容も含め、御協議いただきたい。
- 各誓約書（案）は、資料２の遵守事項の趣旨・目的を踏まえた上で、平成２８年の考査委員体制にも応じた内容となっており、妥当なものとする。
- 説明により、ワーキングチームにおいて、司法試験に対する信頼を確保する見地から鋭意議論をしてもらっているものと認識した。原案の内容に賛同する。
- 平成２９年以降の司法試験の考査委員体制において引き続きワーキングチームにおいて議論している状況でもあり、この遵守事項は平成２８年考査委員に適用されるものであることを委員会決定には明記すべきである。
- ワーキングチームにおいては、誓約書を徴する方式を提案しているところであるが、平成２８年の考査委員体制を踏まえた適当な方式である。
- ◎ 資料３及び資料４に記載されている事項について委員の御意見をいただき、基本的な方向性としてワーキングチームの考え方を尊重するというものであったと認識している。ワーキングチームより資料１のとおり提言がなされていることから、各委員の御意見も踏まえ、本日、問題作成に関わる司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員として遵守すべき事項を委員会決定として定めることとしたいが、いかがか。

（一同了承）

- ◎ それでは、そのように決定させていただく。
（協議の結果、資料５のとおり、「問題作成に関わる司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員として遵守すべき事項について」が決定された。）

(3) 試験等に関する情報の取扱いについて（報告）

- 事務局から、資料１の項目２「試験等に関する情報の取扱いについて」の内容について報告がなされ、今後、更に協議することが確認された。

平成 28 年司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員推薦候補者名簿

憲法	川崎幸雄	法務省保護局恩赦管理官
	吉川崇	法務省大臣官房参事官
	小林美智子	弁護士（第一東京弁護士会）
	中川明	弁護士（第二東京弁護士会）
	前田敦史	法務省人権擁護局参事官
行政法	荒谷謙介	東京地方裁判所判事
	伊東健次	弁護士（東京弁護士会）
	清野正彦	法務省訟務局行政訟務課長
民法	大野祐輔	司法研修所教官
商法	高橋順一	弁護士（第一東京弁護士会）
	馬場潤	東京地方裁判所判事
民事訴訟法	石田佳世子	法務省訟務局付
	金丸和弘	弁護士（第二東京弁護士会）
	中俣千珠	司法研修所教官
刑法	加藤陽	司法研修所教官
	山田勝彦	弁護士（東京弁護士会）
	吉田雅之	法務省刑事局付
刑事訴訟法	久家健志	法務省矯正局参事官
	保坂和人	法務省刑事局参事官

平成28年司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員推薦候補者名簿

1 司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員（8名）

行政法	金子正史	元同志社大学大学院司法研究科教授
民法	松本恒雄	元一橋大学大学院法学研究科教授
商法	川村正幸	元駿河台大学大学院法務研究科教授(元一橋大学大学院法学研究科教授)
	前田重行	元学習院大学大学院法務研究科教授
民事訴訟法	河野正憲	元福岡大学大学院法曹実務研究科教授(元名古屋大学大学院法学研究科教授)
	高見進	元北海道大学大学院法学研究科教授
刑法	堀内捷三	元中央大学大学院法務研究科教授
刑事訴訟法	三井誠	元同志社大学大学院司法研究科教授(元神戸大学大学院法学研究科教授)

2 司法試験審査委員（2名）

環境法	淡路剛久	元早稲田大学大学院法務研究科教授(元立教大学大学院法務研究科教授)
国際関係法 (公法系)	横田洋三	元中央大学大学院法務研究科教授